

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目15番1号
株式会社スペースマーケット
代表取締役社長 重松大輔

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、簡素化した形式で開催させていただきます。ご来場いただいても席数の都合上ご入場いただけない可能性もございますので、株主総会会場への当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場 所 東京都港区南青山3-14-23 南青山ル・アンジェ教会
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 目的事項
報告事項 第7期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://spacemarket.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://spacemarket.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度のがわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により個人消費や企業活動が制限され、政府による各種政策により段階的に経済的活動が回復した時期もありましたが、依然として多くの産業において厳しい経済環境が続き、先行きの不透明な状況が続いております。

当社の事業領域であるシェアリングエコノミー領域においては、当社が代表理事を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した調査(※1)において、2020年度のシェアリングエコノミー経済規模が過去最高となる2兆円を超えたことや、2030年度には14兆円と約7倍の予測になることが分かりました。また、PwCコンサルティング合同会社が公表した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2020」(※2)では、シェアリングエコノミーのいずれかのサービスを知っている人の割合は50.7%まで上昇し、そのうち、当社の事業領域である「場所・空間」のサービスを知っている人の割合は64.0%となり、シェアリングエコノミーの領域で「場所・空間」のサービスの認知度は、引き続き高い割合を維持している状況です。

※1 2020年12月10日「シェアリングエコノミー関連調査2020年度調査結果」

※2 2020年7月「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2020」

このような状況の中で、当社事業においては、継続したプロダクト改善を行いました。

①決済手段として「Amazon Pay」の導入、②加害者が特定できなくとも被害者であるホスト・ゲストが自ら保険金請求できる被害者補償型の専用保険の導入、③本人確認の機能を強化するためデジタル身分証アプリの導入などを行い、スペースシェアをより安心・安全にご利用いただける環境を整える開発を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、新しい生活様式のもと新しい働き方が求められていることを受け、ビジネスシーンに特化した「スペースマーケット会議室」及び働くシーンに特化したプラットフォーム「スペースマーケットWORK」のリリースを行いました。さらに、これらのスペースを安心・安

全にご利用いただくため、スペースシェアのプラットフォームとして、同感染症拡大防止を目的とした感染症対策ガイドラインを策定し、同感染症対策を講じております。

一般社団法人シェアリングエコノミー協会の活動を通じて、市場全体の活性化にも取り組み、シェアリングエコノミーのカンファレンス「SHARE SUMMIT 2020」の開催などを行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた第2四半期会計期間の売上の減少並びに第3四半期会計期間及び第4四半期会計期間における早期需要回復とさらなる成長のためのマーケティング投資の増加等により、当事業年度における売上高は804,633千円（前事業年度比7.9%減）、営業損失は127,080千円（前事業年度は営業利益43,941千円）、経常損失は125,589千円（前事業年度は経常利益32,023千円）、当期純損失は147,028千円（前事業年度は当期純利益45,823千円）となりました

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は41,768千円であり、その主な内容は、スペースマーケット及びスペースマーケットWORKのサービス拡充に伴うソフトウェア制作費41,073千円によるものです。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

a. シェアによって利用されるスペースの増加

当社はこれまで、様々な用途で快適に利用ができる良質なスペースが増加することで、事業の成長を実現してまいりました。

スペース領域におけるシェアリングエコノミーは依然として成長の途上と認識しており、今後も継続して、当社プラットフォームで利用される良質なスペースを増加させることに取り組んでまいります。

b. 継続したサービスの改善・運営の効率化

当社は、シェアリングエコノミーという比較的新しい領域でサービスの提供を行っております。このため、利用者にとっての利便性を高めるため、継続したサービスの改善に努め、また、効率的な運営体制・オペレーションの構築に取り組んでまいります。

c. 様々な事業者との協働によるスペースシェアの普及

当社は、場所に対してシェアという新しい考え方を提起し、これまでサービス提供を行ってまいりました。これまでに多くの方々からサービスを利用いただいておりますが、スペースのシェアをより価値のあるものとして提供し、スペースシェアをさらに多くの人に利用いただくため、また、社会に対して価値を提供し、課題を解決すべく、不動産事業者様やスペースシェアの領域においてソリューションを提供する様々な事業者様と協働し、スペースシェアの価値向上と普及に取り組んでまいります。

d. システムの安定性・サービスの安全性・健全性強化

当社は、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。当社はサービスの安全性・健全性強化の一環として、内閣官房IT総合戦略室が主宰したシェアリングエコノミー検討会議が策定した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」に準拠した、一般社団法人シェアリングエコノミー協会による「シェアリングエコノミー認証制度」に賛同し、第1号認証を受けております。

e. テクノロジーを最大限に活用したサービスの成長

当社は、テクノロジーを最大限に活用し、サービス運営の効率化、データの蓄積・分析、AI・ディープラーニング等の新しい技術の活用、という観点を中心にサービスの成長に取り組んでまいります。

f. 情報管理体制の強化

当社は、ゲスト・ホストの個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、2019年9月にはISMS認証を取得し、今後も、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第4期(注)	2018年度 第5期	2019年度 第6期	2020年度 (当期)第7期
売 上 高	392,638 千円	578,247 千円	873,897 千円	804,633 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△148,188 千円	△271,923 千円	32,023 千円	△125,589 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△148,598 千円	△274,213 千円	45,823 千円	△147,028 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△15.77 円	△28.70 円	4.28 円	△12.87 円
総 資 産	282,272 千円	1,083,453 千円	1,418,947 千円	1,354,859 千円
純 資 産	83,156 千円	551,835 千円	879,914 千円	748,415 千円

(注) 当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事 業	内 容
スペースマーケット事業	スペース(場所)の貸し借りができるプラットフォーム「SPACEMARKET(スペースマーケット)」のwebサイト・アプリ運営

(8) 主要な営業所および工場 (2020年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区西新宿六丁目15番1号

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
66 名	12 名増

(10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
西武信用金庫	64,158 千円
株式会社日本政策金融公庫	40,000
株式会社千葉銀行	36,640

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 42,775,200株

(2) 発行済株式の総数 11,710,900株

(3) 株主数 3,687名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
重松 大輔（※1）	3,063,400 株	26.2 %
株式会社ダブルパインズ（※2）	1,500,000	12.8
BIG 1号投資事業有限責任組合	1,129,800	9.6
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	693,900	5.9
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	631,300	5.4
鈴木 真一郎	535,800	4.6
株式会社マイナビ	335,700	2.9
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	272,500	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	270,000	2.3
東京建物株式会社	171,000	1.5
XTech 1号投資事業有限責任組合	171,000	1.5

(注) 1. 「株主名」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

※2 特別利害関係者等（当社代表取締役の資産管理会社）

2. 持株比率は、自己株式（75株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2018年12月27日	
新株予約権の数		404個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 121,200株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		585円	
権利行使期間		自 2020年12月27日 至 2028年12月26日	
行使の条件		別記1	
役員 の 保有 状況	区分	取締役	監査役
	新株予約権の数	207個	39個
	新株予約権の目的となる株式の数	62,100株	11,700株
	保有者数	1人	2人

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

(別記1)

- i 本新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。
- ii 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- iii 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定

めにに基づき消滅するものとする。

- iv 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- v 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。
- vi 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - a 株式公開の日と本新株予約権を行使することができる期間の初日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、割り当てられた本新株予約権の3分の2を上限として権利行使することができる。
 - b 権利行使開始日から起算して1年が経過した日以降は、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の役員及び従業員向けのインセンティブ・プランとして税理士壺内靖二郎氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、壺内靖二郎氏に対して、第3回新株予約権を発行しております。2020年6月20日時点で当社役員及び従業員等53名に対し交付されており、壺内靖二郎氏との信託契約は終了しております。

	第3回新株予約権		
発行決議日	2017年10月6日		
新株予約権の数	948個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 284,400株		
新株予約権の払込金額	1個当たり100円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	34円		
権利行使期間	自 2019年10月10日 至 2027年10月9日		
行使の条件	別記2		
役員 の 保有状況	区分	取締役	監査役
	新株予約権の数	200個	53個
	新株予約権の目的となる株式の数	60,000株	15,900株
	保有者数	1人	1人

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

(別記2)

- i 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
- ii 新株予約権者は、新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- iii 新株予約権者は、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部

を第三者に対して売却する場合（当社普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。

- iv 新株予約権者は、新株予約権の割当日後の下記 e に定める期間において、次の a から d に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。
 - a 判定価格（下記 e に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - b 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - c 新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき
 - d 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役（当社に取締役会が設置された場合には取締役会）が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。
 - e 上記 a 乃至 d における「判定価格」を以下のとおり定義する。
 - (a) 割当日から2年間：行使価額
 - (b) 割当日から2年後以降満期まで：行使価額に200%を乗じた価格
- v 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員（当社等に3カ月以上在籍をしている者に限る。）または当社等と契約関係にある業務委託先（当社等と1年以上継続した契約関係にある者に限る。）であることを要する。ただし、任務満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- vi 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- vii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- viii 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	重 松 大 輔	社長 ㈱ダブルパインズ 代表取締役 (一社)シェアリングエコノミー協会 代表理事
取締役	佐々木 正 将	執行役員CFO兼CHRO兼コーポレート部長
取締役	野 内 敦	Bonds Investment Group(株) 代表取締役 ㈱デジタルホールディングス 代表取締役社長グループCEO
取締役	須 田 将 啓	㈱エニグモ 代表取締役最高経営責任者
常勤監査役	徳 光 悠 太	徳光悠太公認会計士事務所 代表 エム・デー・ピー(株) 社外監査役 ㈱Kids Smile Project 社外取締役 ㈱Kids Smile Holdings 社外取締役
監査役	田 中 優 子 (戸籍名：小林優子)	㈱クラウドワークス 取締役
監査役	岡 本 杏 莉 (戸籍名：渡邊杏莉)	法律事務所Zelo トリプル・ダブリュー・ジャパン(株) 取締役 ㈱カンム 社外監査役 ㈱ヤブリ 社外監査役 AnyMind Group(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役野内敦および須田将啓は、社外取締役であります。
 2. 監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役野内敦、須田将啓、監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役徳光悠太は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 2020年3月26日開催の第6回定時株主総会において、須田将啓が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 6. 鈴木真一郎は、2020年3月26日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役野内敦、須田将啓、監査役徳光悠太、田中優子および岡本杏莉は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 3名	23,460千円（うち社外0名	—円）
監査役 3名	8,109千円（うち社外3名	8,109千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年9月30日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年9月30日開催の臨時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 野内 敦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役野内敦の兼職先であるBonds Investment Group株式会社は、当社の株主（発行済株式総数の9.6%）であるBIG1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員という関係があります。

その他の兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

② 取締役 須田 将啓

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における取締役会への出席状況および発言状況

社外取締役就任後開催の取締役会には、11回中11回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

③ 監査役 徳光 悠太

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 田 中 優 子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑤ 監査役 岡 本 杏 莉

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である各社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (4) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

d 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 代表取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図るとともに、法令・定款及び社会規範を遵守することを全社に周知・徹底する。
 - (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・弁護士等）に匿名で相談・申告できる相談・通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- (1) 代表取締役は、コーポレート部長をリスク管理の総括責任者として任命し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (2) リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- (1) 当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会には監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- (1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- (1) 監査役は、取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

j 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役及び監査役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた取締役4名で構成されておりますが、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

b コンプライアンス及びリスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を開催するとともに、インサイダー取引、セクハラ・パワハラ防止その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的実施し、その周知徹底を図っております。

また、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。

c 内部監査の実施

当社は、内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役及び監査役会に報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、コーポレート部が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

d 監査役の監査

監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査役会は12回開催され、監査役相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	1,308,569	【流動負債】	541,093
現金及び預金	776,341	買掛金	33,929
売掛金	45,275	1年内返済予定の長期借入金	75,448
仕掛品	124	未払金	324,916
前払費用	19,956	未払費用	18,040
未収入金	466,181	未払法人税等	1,110
その他	763	預り金	72,039
貸倒引当金	△73	ポイント引当金	15,609
【固定資産】	46,289	【固定負債】	65,350
有形固定資産	1,568	長期借入金	65,350
建物附属設備	33	負 債 合 計	606,443
工具、器具及び備品	1,534	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	37,725	【株主資本】	748,320
ソフトウェア	35,457	資本金	248,998
その他	2,267	資本剰余金	600,588
投資その他の資産	6,996	資本準備金	148,998
出資金	100	その他資本剰余金	451,590
長期前払費用	12	利益剰余金	△101,205
敷金及び保証金	6,883	その他利益剰余金	△101,205
		繰越利益剰余金	△101,205
		自己株式	△61
		【新株予約権】	94
		純 資 産 合 計	748,415
資 産 合 計	1,354,859	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,354,859

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		804,633
売上原価		249,004
売上総利益		555,628
販売費及び一般管理費		682,709
営業損失		127,080
営業外収益		
受取利息	8	
補助金収入	2,000	
その他	5	2,013
営業外費用		
支払利息	520	
その他	1	522
経常損失		125,589
税引前当期純損失		125,589
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	20,909	21,439
当期純損失		147,028

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

株式会社スペースマーケット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 裕 人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社からの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

株式会社スペースマーケット 監査役会	
社外監査役	徳 光 悠 太 (印)
社外監査役	田 中 優 子 (印)
	(戸籍名：小林優子)
社外監査役	岡 本 杏 莉 (印)
	(戸籍名：渡邊杏莉)

(注) 監査役徳光悠太、田中優子、岡本杏莉は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由により所要の変更及び削除等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。
- (2) 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。
- (3) 本店の所在地移転に伴う変更及び商号の英文表記の変更もいたします。併せて本店の所在地移転に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。また、上記変更に伴う条数の変更等を行い、分かりやすい定款とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社スペースマーケットと称し、英文では <u>Space Market, Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社スペースマーケットと称し、英文では <u>Spacemarket, Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ（文字、音声、音楽、画像、動画等）及びホームページの企画、制作、運営、管理、配信並びにこれらの受託及びコンサルタント業務</p> <p><u>2.</u> オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、仲介並びにコンサルティング業務</p> <p><u>3.</u> 貸しスペース、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の運営受託業務</p> <p><u>4.</u> 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用</p> <p><u>5.</u> 動産のリース及びレンタル業</p> <p><u>6.</u> 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング</p> <p><u>7.</u> 新卒採用支援、人材紹介に関する業務</p> <p><u>8.</u> 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣</p> <p><u>9.</u> 週貸し、1日貸し、時間帯貸しスペースの検索・予約サイト『スペースマーケット』の運営</p> <p><u>10.</u> 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ（文字、音声、音楽、画像、動画等）及びホームページの企画、制作、運営、管理、配信並びにこれらの受託及びコンサルタント業務</p> <p><u>(2)</u> オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、仲介並びにコンサルティング業務</p> <p><u>(3)</u> 貸しスペース、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の運営受託業務</p> <p><u>(4)</u> 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用</p> <p><u>(5)</u> 動産のリース及びレンタル業</p> <p><u>(6)</u> 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング</p> <p><u>(7)</u> 新卒採用支援、人材紹介に関する業務</p> <p><u>(8)</u> 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣</p> <p><u>(9)</u> 週貸し、1日貸し、時間帯貸しスペースの検索・予約サイト『スペースマーケット』の運営</p> <p><u>(10)</u> 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</p>

現行定款	変更案
<p>1 1. 広告、出版、印刷、映像及び広告、宣伝、通信、販売促進に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び各種情報の収集、調査並びに広告代理店業務</p> <p>1 2. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>1 3. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>1 4. 損害保険の代理に関する業務</p> <p>1 5. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>	<p>(1 1) 広告、出版、印刷、映像及び広告、宣伝、通信、販売促進に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び各種情報の収集、調査並びに広告代理店業務</p> <p>(1 2) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(1 3) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(1 4) 損害保険の代理に関する業務</p> <p>(1 5) 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第17条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期(監査等委員である取締役を除く。)は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>本条の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程) 第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>取締役全員の報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定め、その具体的な配分は取締役会の決定に委ねるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、監査役全員の報酬の総額又は最高限度額を株主総会の決議をもって定め、その具体的な配分は監査役の協議に委ねるものとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項) 第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項) 第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第7回定株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(本店の所在地変更の効力発生日) 第37条 第3条(本店の所在地)の変更は、2021年5月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転目をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（監査等委員である取締役を除き、社外取締役2名を含む。以下、本議案において同じ。）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	しげまつ だいすけ 重松大輔 (1976年1月27日生)	2000年4月 東日本電信電話株式会社 入社 2006年1月 株式会社フォトクリエイト 入社 2014年1月 当社 設立・代表取締役社長就任（現任） 2015年9月 株式会社ダブルパインズ 代表取締役就任（現任） 2016年1月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事就任（現任）	3,063,400株
2	新任 とくみつ ゆうた 徳光悠太 (1988年5月13日生)	2010年2月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2012年7月 SCS国際会計事務所 入所 2014年8月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2016年8月 徳光悠太公認会計士事務所開業（現任） 2017年9月 エム・デー・ビー株式会社 社外監査役就任（現任） 2017年12月 株式会社Kids Smile Project 社外取締役就任（現任） 2018年3月 当社 監査役就任（現任） 2018年4月 株式会社Kids Smile Holdings 社外取締役就任（現任）	3,000株
3	す だ しょうけい 須田将啓 (1974年4月30日生)	2000年4月 株式会社博報堂 入社 2004年2月 株式会社エニグモ 設立・同社代表取締役就任 2005年4月 同社 代表取締役共同最高経営責任者就任 2013年4月 同社 代表取締役最高経営責任者就任（現任） 2020年3月 当社 社外取締役就任（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	新任 寺田修輔 (1986年12月14日)	2009年4月 シティグループ証券株式会社 入社 2013年1月 同社 バイスプレジデント就任 2016年1月 同社 ディレクター就任 2016年3月 株式会社じげん 入社 2017年5月 同社 CFO (最高財務責任者) 就任 2018年6月 同社 取締役執行役員CFO就任 2020年6月 同社 取締役 (非常勤) 就任 (現任) 2020年7月 株式会社ミダスキャピタル取締役パートナー就任 (現任) 2021年1月 株式会社ARETECO HOLDINGS監査役 (非常勤) 就任 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須田将啓氏および寺田修輔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
- ①須田将啓氏は、長年にわたりインターネット業界において代表取締役として会社経営に
関与しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できる
ためです。
- ②寺田修輔氏は、財務、IR、経営企画、M&A等の分野における高度な専門知識と豊富な経験
を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できる
ためです。
4. 須田将啓氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、須田将啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏
の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定です。また、寺田修輔氏は、
東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された
場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、須田将啓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の
損害賠償責任を限定する契約を締結しております。須田将啓氏の再任が承認された場合は、
同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限
度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、寺田修輔氏
の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であり
ます。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者で
ある取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受け
ることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任し
た場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であり
ます。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 いしはら ようへい 石原 遥平 (1984年5月24日生)	2011年12月 弁護士法人淀屋橋山上合同 入所 2016年7月 当社 入社 (出向) 2016年10月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会事務局 (現任) 2017年1月 株式会社DOA社外監査役就任 (現任) 2019年10月 株式会社RECEPTIONIST社外監査役就任 (現任) 2020年4月 弁護士法人淀屋橋山上合同 復帰 (現任) 2020年4月 当社General Counsel就任 (現任)	24,900株
2	新任 たなか ゆうこ 田中 優子 (戸籍名：小林優子) (1975年5月31日生)	1999年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2003年4月 A.T. カーニー株式会社 入社 2006年2月 ジュビターショップチャンネル株式会社 入社 2011年7月 A.T. カーニー株式会社 入社 2014年4月 株式会社クラウドワークス 入社 執行役員就任 2018年3月 当社 監査役就任 (現任) 2019年12月 株式会社クラウドワークス取締役就任 (現任)	11,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>新任</p> <p>まつもと かずのり 松 本 一 範 (1974年 5月30日生)</p>	<p>2001年 4月 日本電気株式会社 入社</p> <p>2006年12月 Spansion Japan 入社</p> <p>2011年 2月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社</p> <p>2014年10月 同社経営企画本部企画統括部コーポレート企画部長就任</p> <p>2014年10月 株式会社横浜DeNAベイスターズ監査役就任</p> <p>2017年 7月 株式会社ディー・エヌ・エー経営企画本部法務・コーポレート統括部コーポレート企画部長就任</p> <p>2018年 1月 株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース監査役就任</p> <p>2018年 4月 株式会社横浜スタジアム取締役就任</p> <p>2018年 7月 株式会社横浜DeNAベイスターズ執行役員コーポレート本部長就任</p> <p>2020年 3月 同社 取締役コーポレート本部長就任(現任)</p> <p>2020年10月 株式会社横浜スタジアム専務取締役総務部長就任(現任)</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中優子氏及び松本一範氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
- ① 田中優子氏は、企業経営についての豊富な経験をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 松本一範氏は、コーポレートの分野における豊富な経験を有し、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、田中優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定です。また、松本一範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、田中優子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。田中優子氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、石原遥平氏及び松本一範氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年9月30日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員を除く取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額1億円以内（うち社外取締役分150万円以内）とさせていただきます。本議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。なお、当該報酬額の設定は、対象取締役の責任範囲、業績及び貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、その職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額の設定は、対象取締役の職責の重要性を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

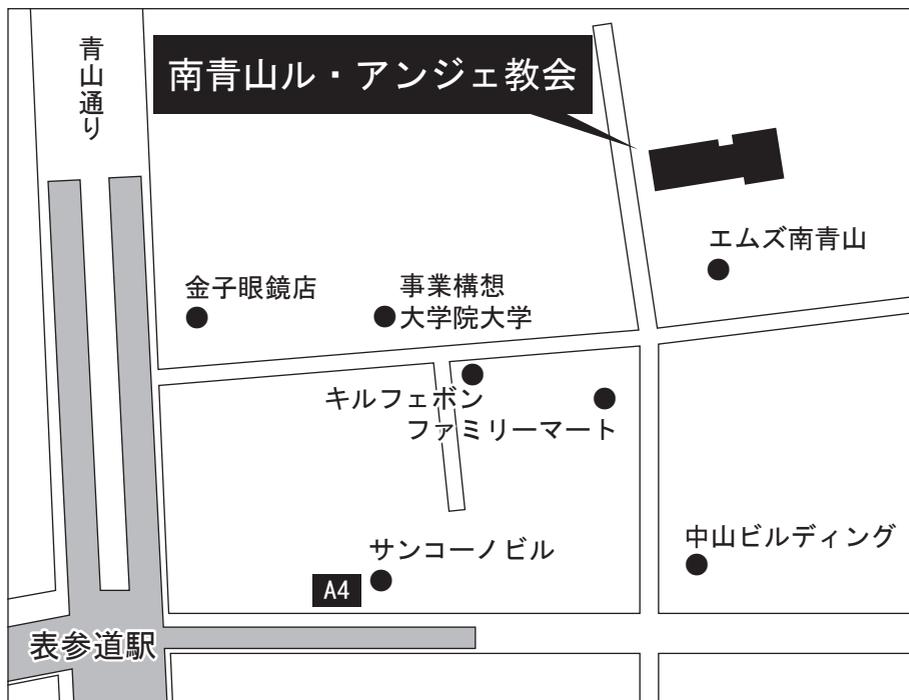
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山 3-14-23
南青山ル・アンジェ教会



会場最寄駅

東京メトロ	
銀座線	表参道駅A4出口
半蔵門線	徒歩 1 分
千代田線	